

騒音規制法等に係る平成 30 年度の改正点

- ◎ 地域の区分に田園住居地域の追加
- ◎ 課名の変更等（大気環境課⇒水大気環境課生活環境地盤対策室）

* 主な改正点の例示

● 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に係る規制基準

法の区域 区分	地域の区分	昼間 8～19 時	朝・夕 6～8 時 19～22 時	夜間 22 時～ 翌日の 6 時
第 1 種	第一種低層住居専用地域	45	40	40
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	田園住居地域			
第 2 種	第一種住居地域	50	45	40
	第二種住居地域			
	準住居地域			
第 3 種	近隣商業地域	65	60	50
	商業地域 準工業地域			
	市街化調整区域	60	55	50
第 4 種	工業地域	70	65	60
—	工業専用地域	75	75	70
	その他の地域	60	55	50

● 道路に面する地域異以外の地域に係る環境基準

地域の区分		昼間 6～22 時	夜間 22 時～翌日の 6 時
A 類型	第一種低層住居専用地域	45	40
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	田園住居地域		
B 類型	第一種住居地域	50	40
	第二種住居地域		
	準住居地域 市街化調整区域		
C 類型	近隣商業地域	65	50
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

田園住居地域の創設

【平成29年5月12日公布、建築基準法関係部分_平成30年4月1日施行】

背景

- 宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化 → 都市農地を都市にあるべきものへ
(都市農業振興基本計画)
- マンション等の建設に伴う営農環境の悪化
- 住居専用地域に農業用施設等は原則として建てられない

住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設

目的

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、**開発/建築規制**を通じてその実現を図る

開発規制

- 現況農地における**①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積を許可制**とする
- 駐車場・資材置き場のための造成や土石等の堆積も規制対象
- 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模(**300m²**を想定)以上の開発等は、**原則不許可**

建築規制

用途規制

低層住居専用地域に建築可能なもの

- ・住宅、老人ホーム、診療所 等
- ・日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗 等 (150m²以内)

農業用施設

- 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等 (500m²以内)
：農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
：著しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が指定するもの*を除く。
※原動機の出力の合計が、【平成30年国土交通省告示第236号】
2kWを超えるもの(米・大豆等の乾燥、茶の精揉に供する建築物)
4kWを超えるもの(米等のもみすりに供する建築物)
- 農産物の生産資材の貯蔵に供するもの：農機具収納施設等

形態規制

低層住居専用 容積率：50～200%、建蔽率：30～60%、
地域と同様 高さ：10or12m 等

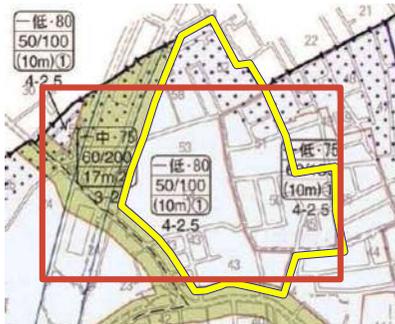
※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

田園住居地域の具体のイメージ



田園住居地域のイメージ

↓
< 現行の用途指定状況 >
：第1種低層住居専用地域



農産物直売所



農家レストラン

田園住居地域の用途規制

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域※	備考
○：建てられる用途 ×：原則として建てられない用途 ①、②、③、④、▲、△、■：面積、階数などの制限あり																
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	①：日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ②：①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③：2階以下。 ④：物品販売店舗、飲食店を除く。 ■：農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	
事務所	1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	▲：2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	×	×	○	▲：3,000㎡以下	
風俗施設	ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	○	▲：3,000㎡以下	
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	▲	▲	▲：10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券場等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×	▲	▲：10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	△	×	○	○	○	×	×	▲	▲：客席10,000㎡以下 △客席200㎡未満
	キャバレー、料理店、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	○	▲：個室付浴場等を除く
校・学	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	
	病院、大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	
	神社、寺院、教会、公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	○	①：2階以下かつ1,500㎡以下 ②：3,000㎡以下 ■：農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	作業場の床面積 ①：50㎡以下、②：150㎡以下 ■：農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。 ※著しい騒音を発生するものを除く。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	○	作業場の床面積 ①：50㎡以下、②：150㎡以下、③：300㎡以下 原動機の制限あり	

注 本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではない

※ 都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く

環水大大発第 1802193 号
平成 30 年 2 月 19 日

都道府県知事
市長・特別区長 殿

環境省水・大気環境局長

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について等の改定について

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）については、平成 29 年 5 月 12 日に公布された。これにより、都市計画法及び建築基準法における用途地域について、平成 30 年 4 月 1 日に新たに「田園住居地域」が設けられる。

改正法の施行に伴い、「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月 5 日環大企 3 号大気保全局長通知）、「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月 5 日環大企 1 号大気保全局長通知）、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月 5 日環大企 2 号大気保全局長通知）について、一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。なお、本通知は平成 30 年 4 月 1 日から適用するものとする。

記

第 1 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（通知）に関する事項

平成 13 年 1 月 5 日環大企 3 号大気保全局長通知「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」の一部を別紙 1 の表のとおり改正する。

第 2 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（通知）に関する事項

平成 13 年 1 月 5 日環大企 1 号大気保全局長通知「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」の一部を別紙 2 の表のとおり改正する。

第 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務

の処理基準について（通知）に関する事項

平成13年1月5日環大企2号大気保全局長通知「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」の一部を別紙3の表のとおり改正する。

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 告示

○公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定の一部改正	第195号	(人事課)	3
○地方公営企業法に基づく指定職員の一部改正	第196号	(同)	3
○平成30年度における愛知県名古屋飛行場条例別表第2備考第1号ニの駐車場の混雑が予想される期間として知事が定める期間	第197号	(航空対策課)	3
○消費生活センターの名称等の一部改正	第198号	(県民生活課)	3
○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部改正	第199号	(大気環境課)	3
○特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正	第200号	(同)	3
○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域の一部改正	第201号	(同)	4
○航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	第202号	(同)	4
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の一部改正	第203号	(同)	4
○振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定の一部改正	第204号	(同)	4
○特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正	第205号	(同)	4
○振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定の一部改正	第206号	(同)	4
○振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考第2の規定に基づく時間の区分の指定の一部改正	第207号	(同)	4
○騒音に係る環境基準の地域の類型の一部改正	第208号	(同)	5
○騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分の一部改正	第209号	(同)	5
○悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定の一部改正	第210号	(同)	5
○公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間	第211号	(水地盤環境課)	5
○公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間の全部改正	第212号	(同)	5
(昭和48年愛知県告示第267号の全部改正)			
○公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間の一部改正	第213号	(同)	6
(平成8年愛知県告示第311号の一部改正)			
○公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間の一部改正	第214号	(同)	6
(平成11年愛知県告示第295号の一部改正)			
○公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間の一部改正	第215号	(同)	6
(平成12年愛知県告示第373号の一部改正)			
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第	第216号	(国民健康保険課)	6

告 示

愛知県告示第195号

平成13年愛知県告示第305号（公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

愛知県知事 大村 秀章

第2項中「医療制度改革監」を「医療介護推進監」に、「道路監」を「全国植樹祭推進監、道路監」に、「及び」を「、港湾事業推進監及び」に改める。

第3項中「、訓練校長」を削る。

愛知県告示第196号

平成16年愛知県告示第298号（地方公営企業法に基づく指定職員）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

愛知県知事 大村 秀章

第2項第1号中「、総括専門員」を削り、同項第2号中「、部長」の次に「、外来化学療法センター長、サルコマーセンター長、リスク評価センター長、個別化医療センター長、地域医療連携・相談支援センター長、緩和ケアセンター長、地域緩和ケアセンター長、分野長、部門長」を、「副部長」の次に「、個別化医療センター副センター長、緩和ケアセンター副センター長」を、「主幹」の次に「、ユニット長」を加える。

愛知県告示第197号

平成30年度における愛知県名古屋飛行場条例（平成16年愛知県条例第44号）別表第2備考第1号ニの駐車場（ミュージアムの駐車場を除く。）の混雑が予想される期間として知事が定める期間を次のように定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

愛知県知事 大村 秀章

平成30年4月28日、同年8月10日から同月12日まで及び同月16日から同月19日まで、同年12月28日並びに平成31年1月4日から同月6日まで

愛知県告示第198号

平成28年愛知県告示第214号（消費生活センターの名称等）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

愛知県知事 大村 秀章

表を次のように改める。

名 称	所 在 地	消費者安全法第8条第1項第2号イ及びロに掲げる事務を行う日及び時間
愛知県民文化部県民生活課 （愛知県消費生活総合センター）	名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県自治センター1階	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前9時から午後4時30分まで並びに日曜日及び土曜日（12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後4時まで

愛知県告示第199号

昭和46年愛知県告示第799号（特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

愛知県知事 大村 秀章

告示文中「愛知県環境部大気環境課」を「愛知県環境部水大気環境課生活環境地盤対策室」に改める。

愛知県告示第200号

昭和46年愛知県告示第800号（特定工場等において発生する騒音の規制基準）の一部を次のように改正し、

平成30年 4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

特定工場等において発生する騒音の規制基準の表中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に、「又は準住居地域」を「、準住居地域又は田園住居地域」に改め、同表備考中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

愛知県告示第201号

昭和46年愛知県告示第801号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域）の一部を次のように改正し、平成30年 4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に該当する区域の表中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

愛知県告示第202号

昭和52年愛知県告示第483号（航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成30年 4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

表中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

愛知県告示第203号

昭和52年愛知県告示第484号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定）の一部を次のように改正し、平成30年 4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の表中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

愛知県告示第204号

昭和52年愛知県告示第1046号（振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定）の一部を次のように改正し、平成30年 4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

告示文中「愛知県環境部大気環境課」を「愛知県環境部水大気環境課生活環境地盤対策室」に改める。

愛知県告示第205号

昭和52年愛知県告示第1047号（特定工場等において発生する振動の規制基準）の一部を次のように改正し、平成30年 4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

特定工場等において発生する振動の規制基準の表中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に、「又は準住居地域」を「、準住居地域又は田園住居地域」に改め、同表備考中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

愛知県告示第206号

昭和52年愛知県告示第1048号（振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正し、平成30年 4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

表中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

愛知県告示第207号

昭和52年愛知県告示第1049号（振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定）の一部を次のように改正し、平成30年 4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

第1項中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改め、備考中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

愛知県告示第208号

平成11年愛知県告示第261号（騒音に係る環境基準の地域の類型）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

表中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表備考中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

愛知県告示第209号

平成12年愛知県告示第312号（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

告示文中「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」を「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」に改める。

第1項中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、備考中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

愛知県告示第210号

平成18年愛知県告示第378号（悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

「愛知県環境部大気環境課」を「愛知県環境部水大気環境課生活環境地盤対策室」に改める。

愛知県告示第211号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1の(1)のAに掲げる類型をいう。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

なお、平成29年愛知県告示第163号（公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間）は、廃止する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

水 域	該当類型	達成期間
矢作川下流（明治用水頭首工より下流）	A	直ちに達成
乙川下流（岡崎市取水口より下流）	A	直ちに達成
矢作古川（全域）	B	直ちに達成
鹿乗川（全域）	C	直ちに達成
介木川（全域）	A A	直ちに達成
雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川）	A A	直ちに達成
木瀬川及び犬伏川下流（木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の犬伏川）	A A	直ちに達成

愛知県告示第212号

昭和48年愛知県告示第267号（公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間）の全部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

愛知県知事 大村 秀章

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規 則

○外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則	第9号	(総務部総務課)	1
○愛知県事務処理特例条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	第10号	(市町村課)	2
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第11号	(情報企画課)	2
○愛知県名古屋飛行場管理規則の一部を改正する規則	第12号	(航空対策課)	3
○知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	第13号	(県民総務課)	4
○愛知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	第14号	(社会活動推進課)	4
○県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第15号	(大気環境課)	4
○愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	第16号	(資源循環推進課)	5
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	第17号	(高齢福祉課)	5
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	第18号	(障害福祉課)	5
○愛知県心身障害者コロニー管理規則の一部を改正する規則	第19号	(同)	6
○愛知県立農業大学校規則の一部を改正する規則	第20号	(農業経営課)	7
○砂防指定地内における行為の規制等に関する規則の一部を改正する規則	第21号	(砂防課)	7
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則	第22号	(建築指導課)	7
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第23号	(同)	8
○愛知県財務規則の一部を改正する規則	第24号	(会計局管理課)	8
○国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則	第25号	(国民健康保険課)	14

規 則

外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第九号

外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則
外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則(平成十一年愛知県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二百五十二條の三十六第五項」を「第二百五十二條の三十六第六項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する



この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十三号

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年愛知県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「県民生活部県民生活課」を「県民文化部県民生活課」に改め、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 愛知県立大学長久手キャンパス図書館

七 愛知県立大学守山キャンパス図書館

第十四条第二項中「県民生活部県民生活課」を「県民文化部県民生活課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第六号及び第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

愛知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十四号

愛知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県青少年保護育成条例施行規則（昭和三十六年愛知県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号口中「強姦^{かん}」を「強制性交等」に改める。

第七条の七を削る。

第七条の八の見出しを「（条例第十八条の三第一項又は第三項の規定により提出された書面等の保存）」に改め、同条第一項中「第十八条の三第四項」を「第十八条の三第二項又は第四項」に、「青少年有事情報フィードバックサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約」及び「当該携帯電話インターネット接続契約」を「役務提供契約」に改め、同条第二項中「第十八条の三第四項」を「第十八条の三第二項又は第四項」に改め、同条を第七条の七とする。

第七条の九を第七条の八とする。

第十六条中「県民生活部社会活動推進課」を「県民文化部社会活動推進課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号口の改正規定は、公布の日から施行する。

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十五号

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年愛知県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二条第十項」を「第二条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第四十二条の見出しを「（条例第四十条第二項から第三項までの規則で定める事項）」に改め、同条第二項中「の規則」を「及び第三項の規則」に改める。

第四十三条中「第四十条第三項及び第五項」を「第四十条第四項及び第六項」に改める。

第五十七条第一項に次の一号を加える。

八 田園住居地域

別表第七第一号イの表中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同号ハ中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改め、同号備考第一号中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

別表第八第一号の表中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表第三号中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

別表第二十一付表第一号イ中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

別表第二十三中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」

に改める。

別表第二十四第一号の表中「及び準住居地域」を、「準住居地域及び田園住居地域」に改め、同表第三号中「又は準住居地域」を、「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

様式第三十三中
「項」を「項」に改める。
第40条第3項
第40条第5項
第40条第4項
第40条第6項

様式第四十六及び様式第四十七中
「東三河総局長
県民事務所」を「東三河総局長
県民事務所」に改める。
「殿」を「殿」に改める。
「殿」を「殿」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、様式第四十六及び様式第四十七の改正規定は、公布の日から施行する。

愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十六号

愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則
愛知県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年愛知県規則第百十八号）の一部を次のように改正する。
第十六条中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十七号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年愛知県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（条例第二十二條の五において準用する条例第五條第一号の規則で定める記録）

第六条 条例第二十二條の五において準用する条例第五條第一号の規則で定める記録は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十二條第二項各号（同令第四十三條に規定するユニット型介護医療院にあつては、同令第五十四條において準用する同項各号）に掲げる記録とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十八号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年愛知県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。